

## 伊丹市学生消防団活動認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大学、短期大学、大学院又は専門学校（以下「大学等」という。）に通学しながら、真摯かつ継続的に本市の消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生等（大学等に通学する者又は卒業して3年以内の者をいう。以下同じ。）に対し、その功績を認証するための制度（以下「認証制度」という。）について必要な事項を定め、その認証をもって大学生等の就職活動を支援することを目的とする。

### (対象者)

第2条 認証制度の対象者（以下「認証対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の消防団員で、大学等の在学中に本市の消防団員として1年以上勤務し、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生等
- (2) 消防団長（以下「団長」という。）が、大学等の在学中における本市の消防団員としての活動について、特に優れた功績があると認めた大学生等

### (推薦)

第3条 大学生等のうち、次項の規定による推薦を希望する者は、団長に認証推薦依頼書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 団長は、前項の大学生等が認証対象者であると認めたときは、認証推薦書（様式第2号）によって市長に推薦するものとする。

### (審査)

第4条 市長は、前条の規定による推薦があったときは、速やかにその内容を審査し、学生消防団活動認証をすることを決定した場合にあっては、学生消防団活動認証決定通知書（様式第3号）により、学生消防団活動認証をしないことを決定した場合は学生消防団活動審査結果通知書（様式第4号）により団長に通知するものとする。

2 市長は、団長に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(認証状等の交付)

第5条 市長は、その功績を認証した大学生等（以下「被認証者」という。）に対し、伊丹市学生消防団活動認証状（様式第5号。以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 市長は、被認証者から申請があったときは、認証状に代えて企業に提出するための伊丹市学生消防団活動証明書（様式第6号。以下「証明書」という。）を交付することができる。

(認証の取り消し)

第6条 市長は、被認証者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたとき
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があったとき
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき
- (4) その他認証を取り消すことが適当と認めたとき

2 市長は、認証を取り消したときは、既に交付した認証状及び証明書を直ちに返却するよう求めるものとする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。